

栗子国道維持出張所だよ



Kuriko National Highway Maintenance Branch Office - news

令和4年10月17日発行 第49号

特殊車両取り締まりを実施しました



9/27(火)に国道13号中野車両検測所にて特殊車両の取り締まりを行いました。毎年行っているもので、今回の取り締まりでは、違反車両はありませんでした。

下表の限度を1つでも超える車両は『**特殊車両通行許可**』が必要です。許可を受けずに又は許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、**違反者の名称や違反内容等を公表する場合があります**。インターネット経由の申請も可能ですので、申請が必要な方は忘れずにお問い合わせいたします。(詳細は下記のURLをご参照ください。)

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】

車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。自動車検証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

～特殊車両のワンポイントQ&A～

Q: 特殊な車両を通行させる場合は、なぜ通行許可が必要になるのかな？

A: 基準となる限度を超える場合、通行許可が必要となるよ。基準を超えると、安全に通行ができなかったり、道路や橋に負担がかかってしまう場合があるからだよ。

なるほど、道路や橋に負担がかかって損傷してしまうと、大きな事故に繋がる恐れがあるから、必要な手続きなんだね！

栗子管内・維持工事ご紹介



～こんなお仕事やっていますVol.2～

維持工事インタビューVol.2



前回に引き続き、栗子管内の維持工事作業の一例を紹介します。作業内容について、植栽維持工事の佐藤信現場代理人にインタビューを実施しました。



株式会社植留緑化土木
現場代理人:佐藤信さん

Q: 植栽維持工事の作業内容を教えてください。

また、どんなことに気をつけて作業に取り組んでおりますか？

A: 福島管内植栽維持工事は、主に道路緑地帯の雑草の除草作業や植栽帯や樹木の剪定を行い、道路緑化環境を保持する業務です。作業中は、道路利用者の安全に気を付けながら作業に取り組んでいます。



道路愛護団体局長表彰伝達式が行われました

8/24(水)に福島河川国道事務所に表彰伝達式が行われました。東北地方整備局長表彰を受賞されました「佐藤工業株式会社」様へ表彰状が贈られました。



栗子峠のライブ画像、気象情報が携帯電話でご覧になれます

http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/kurinavi/section_frame.html



東北地方整備局 福島河川国道事務所

栗子国道維持出張所

〒992-1331

山形県米沢市板谷字鎌沢529-20

TEL:0238-34-2221 FAX:0238-34-2223

管理区間 : 国道13号 福島市森合町 ~ 山形県米沢市万世町 延長27.2km
福島西道路 福島市大森 ~ 福島市北矢野目 延長7.7km

栗子道路を末永く使うために補修しています